

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2952号及び第2953号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第2952号では、横浜市教育委員会が行った個人情報一部開示決定36件のうち、答申別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当でなく開示範囲を拡大すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当であると判断しています。

答申第2953号では、横浜市教育委員会が行った個人情報非訂正決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「調査資料一式（資料57）関係児童側スケジュール説明1（特定年月日1）（資料58）関係児童側スケジュール説明2（特定年月日2）（資料64）関係児童側スケジュール説明5（特定年月日3）（資料67）関係児童側資料手交1（特定年月日4）（資料68）関係児童側資料手交2（特定年月日4）」ほか35件の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2952号】

(2) 「南部学校教育事務所指導主事室個別対応記録票(1)令和元年7月12日 19:45～21:00(2)令和元年8月16日 18:05～19:15(3)令和元年9月5日 09:44～10:10」の個人情報非訂正決定に対する審査請求についての答申

【答申第2953号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日 (訂正請求日)	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2952	平成30年9月13日	平成30年11月15日	平成31年2月15日	平成31年3月15日	個人	教育委員会
2953	令和元年11月27日	令和元年12月26日	令和2年1月14日	令和2年4月9日	個人	教育委員会

3 対象保有個人情報、原処分決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2952	答申別表1の個人情報1-1から個人情報36までのとおり(以下これらを「本件保有個人情報」という。)	個人情報一部開示 答申「3 実施機関の一部開示理由及び文書特定に関する説明要旨」(1)から(3)までの記載のとおり	答申別表3に示す部分を開示すべき
2953	「南部学校教育事務所指導主事室個別対応記録票(1)令和元年7月12日19:45～21:00(2)令和元年8月16日18:05～19:15(3)令和元年9月5日09:44～10:10」(以下「本件保有個人情報」という。)	非訂正 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。)第37条第2項 (訂正が必要な箇所及び訂正請求の内容が判別できず、また、本件保有個人情報は、児童生徒ごとの記録を一元管理し、効率的な情報共有を行うものであり、内容等を簡潔に記録するものであるから、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で記載しており、訂正の必要がないため)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2952	<p>《いじめ重大事態調査に係る事務について》</p> <p>横浜市では、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第28条第1項に基づき、同項で規定する重大事態が認められた場合には、学校又は教育委員会がいじめ重大事態調査を行っている。</p> <p>教育委員会が調査主体となった場合には、横浜市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)が、いじめ重大事態調査を行い、(再発防止策を含む)調査結果を教育委員会に答申する。専門委員会は、法第14条第3項及び横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成26年2月横浜市条例第7号)第10条の規定に基づき設置された教育委員会の附属機関である。</p> <p>いじめ重大事態調査については、文部科学省が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省策定)」を策定しており、専門委員会のような調査組織は「公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成」されるものとされている。さらに同ガイドラインにはその構成員は「専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について」参加を図るよう努めるものとして記載されている。</p> <p>法第28条第2項には、「調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し」適切に情報提供する旨が規定されている。このため、専門委員会の調査の過程では、随時当該調査に係るいじめを受けた児童等への情報提供が行われ、また横浜市では、調査結果や再発防止策がまとめられた調査報告書については当該調査に係るいじめを受けた児童等に全文が提供されている。</p> <p>専門委員会からの意見具申等を踏まえ、教育委員会は市長に調査結果を報告する。</p> <p>教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課(以下「人権教育・児童生徒課」</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2952</p>	<p>という。)は、専門委員会の事務局業務を所管しており、専門委員会の調査の調整や当該調査に係るいじめを受けた児童等への情報提供といった事務の調整を担っている。また、会議録及び配布資料といった行政文書についても同課が作成し、保有している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、人権教育・児童生徒課において保有している審査請求人に関するいじめ重大事態調査の資料である。専門委員会の会議の議事録である個人情報13及び専門委員会の審議において検討された答申案である個人情報14から個人情報18まで、その他専門委員会における審議資料として収集又は作成された個人情報1-1から個人情報12まで及び個人情報19から個人情報36までの文書で構成されている。非開示部分については、文書ごとに列挙することが困難であるため、当審査会において非開示情報を別表2のとおり分類した。なお、個人情報33-1から個人情報33-4までについては、審査請求人から開示を求められていないと判断した。</p> <p>《条例第22条第7号の該当性について》</p> <p>ア 非開示情報2について</p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報2は、いじめ事案に係るアンケートで回答者が直筆により具体的に記載した文書及びその内容の一部を転記した文書であることが認められた。</p> <p>これらの情報は、実施機関が「教師が外部に公表しない」と事前に説明を付して児童にアンケートへの回答を依頼したことから、個々の回答内容が記載されている本件保有個人情報を公開しないことを実施機関が約束したものと回答者が信頼したため、得られたものと解される。</p> <p>いじめ事案に係る正確な事実を把握するためには、児童の協力が必要不可欠であって、それは学校との信頼関係があって得られるものである。回答内容が開示されると、児童と実施機関の信頼関係が損なわれ、今後実施機関が行う同種の調査依頼に対して児童の協力が得られず、いじめ事案における正確な事実を把握することができなくなり、調査事務に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張を否定することはできない。したがって、非開示情報2は、本号本文に該当する。</p> <p>イ 非開示情報4について</p> <p>実施機関の職員に対する聞き取りの逐語録を開示することがどのような支障を及ぼすおそれがあるのかについて、令和3年11月15日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>「聞き取りについては、任意の協力を求めざるを得ず、また、周辺事情も含めて率直で忌憚ない意見の聴取を行うには非開示を前提とせざるを得ないと考えられる。よって、聞き取り内容を開示すると、調査の事務に支障が生じる。」</p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報4には、専門委員会の委員が実施機関の職員に対し行った質問、本件事案や本件事案に関する申立てを受けての学校や南部学校教育事務所の対応について聞き取りを受けた実施機関の職員が見聞きした内容、聞き取りを受けた実施機関の職員の見解が記載されていた。また、専門委員会の委員が行った質問の内容は、実施機関の説明にあったように聞き取りを受けた実施機関の職員が本件事案や本件事案に関する申立てを受けて対応する中で、組織としてではなく個人として見聞きしたこと、感じた内容の説明を求めるものであった。</p> <p>聞き取り調査というのは、公にならないことを前提に実施するのが一般的であると認められる。このような聞き取りの内容が本人に開示されるとすれば、今後同種の聞き取りを行う際に実施機関の職員が、いじめ事案に直接関係があるか分からないが気になったエピソード、児童・保護者や実施機関の職員と接する中で感じた印象を率直に述べることをちゅうちょする可能性は否定できない。専門委員会が行う客観的な事実認定や再発防止策の検討において、このような情報が審議の方向性を左右する可能性が十分にある。したがって、非開示情報4は、本号本文に該当する。</p> <p>ウ 非開示情報6について</p> <p>《いじめ重大事態調査に係る事務について》の事務の内容を踏まえると、会議の場では、いじめ事案の人間関係・利害関係について、各委員が公平中立な立場で発言することが当</p>

答申 番号	判断の要旨
2952	<p>然要請されるが、その発言の視点は各々の専門分野や経験分野に基づいたものになることが期待されていると言える。そのような専門や経験に基づいた発言は、必ずしも専門委員会の最終的な報告書の内容と同様のものになるわけではなく、それらの意見を踏まえて議論され、調査された内容が客観的な事実認定や提言として形成され、報告書にまとめられるものである。専門委員会の委員が各々の率直な疑問や意見を述べ、闊達な議論を行うことが適正な事務の遂行にとって重要な要素であると言える。</p> <p>また、いじめ重大事態調査について、実施機関は報告書に寄せられる関係者や社会一般の関心に応え、再発防止策を広げるために、公表版報告書を作成するためのガイドラインを策定して、公表版報告書によって一定の情報提供を図っている。</p> <p>非開示情報6が記載された会議録である保有個人情報13や別に開示又は一部開示された会議資料では、当該会議当日に提供された資料の文書名が記載され、本人に開示されている。発言した委員の氏名を開示すると、どの委員がどの資料の議論においてどれだけ発言したのか、どの委員とどの委員の議論が長く続いているのか、どの委員がどの議論において発言しなかったのかといった様子を推測させることになる。</p> <p>横浜市の附属機関の委員は氏名だけではなく、その主な職や専門分野を公表しており、これらの情報から職場等の連絡先が特定可能な場合も散見される。このため誰かが委員に対し何らかの働きかけを行おうとした場合、委員の専門委員会以外の職務や生活に対して何かしら影響を与えることは考えうる。また、不正確な憶測によって、作成した報告書の信頼性が損なわれ再発防止策の実施に支障を及ぼす可能性も否定できない。したがって、非開示情報6のうち発言した委員の氏名については、本号本文に該当する。</p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報6のうち、発言内容の部分には、審査請求人以外の本件事案関係者の個人に関する情報や、開示しないことを前提として収集された情報、専門分野や経験に基づき様々な仮定や推測を置いて意見を述べ、反論した内容が発言として記載されていた。これらを本人に開示すると、発言の内容や委員の公表されている専門分野等の情報から、発言した委員を特定させ、闊達な議論を阻害するおそれがあるほか、今後の同種の調査の際、関係者から積極的な協力を得られなくなるおそれがあると認められた。このためこれらの発言内容については、本号本文に該当する。</p> <p>また、非開示情報6のうち、実施機関の職員の発言については、当該発言の前に発言された委員の意見を受けて、専門委員会の事務局業務を担う職員が応答、説明している内容であり、これらを開示すると、委員の発言内容を推測させ、発言した委員を特定するおそれがあると認められる。そうすると、専門委員会の委員が各々の率直な疑問や意見を述べ、闊達な議論を行う適正な事務の遂行に支障を生じるおそれがあるため、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、非開示情報6のうち別表3に示す部分については、会議当日に資料として提供された文書について議事進行を行う旨の発言であり、発言者が特定されたとしても専門委員会の委員の闊達な議論に影響を及ぼすとは言えず、また当該資料の名称については、別に審査請求人に開示されていることから、その他事務の適正な遂行に支障があるとは言えないため、本号本文に該当せず、開示すべきである。</p> <p>エ 非開示情報7について</p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報7は、調査報告の策定過程の報告書案であった。策定過程の報告書案を開示すると、どのような理由で最終版の報告書案に変更されたのかといった様々な不正確な推測をされることが考えられる。審議中の内容を一部開示すると、無用な誤解を生み、最終的な結論である報告書の信頼性を損なうこととなるおそれがあり、この点で実施機関の説明は是認できる。したがって、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、非開示情報7のうち別表3に示す部分については、報告書の小題を掲げた事項を説明する記載や、学校関係者へ聴取を行うといった当該事務から当然生じることが想定される調査方法を記載した部分であり、専門委員会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えないため、本号本文に該当せず、開示すべきである。</p> <p>オ 非開示情報10について</p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報10は、関係機関の電話番号や内線番号が記載されていた。実施機関に確認したところ公表されていない番号であることが認められた。現</p>

答申 番号	判断の要旨
2952	<p>に公表されていない番号であり、当該関係機関においても行政運営情報として非開示と判断されている情報でもあるため、実施機関の説明は是認できる。したがって、本号本文に該当する。</p> <p>カ 非開示情報11について 当審査会が見分したところ、非開示情報11は、関係機関との具体的な情報共有の内容が記載されていることが認められた。関係機関との情報共有は開示を前提とせずに関係機関から収集しており、開示すると関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査において関係機関に対して連携・情報共有を求めても十分な協力を得られなくなるなど、調査に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の説明は是認できる。したがって、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、非開示情報11のうち別表3に示す部分については、関係機関との具体的な情報共有内容とは関連せず、これを開示しても今後の同種の調査に支障を及ぼすおそれがあるとは言えないため、本号本文に該当せず、開示すべきである。</p> <p>キ 非開示情報13について 当審査会が見分したところ、非開示情報13は、実施機関の携帯電話の電話番号が記載されていた。実施機関に確認したところ公表されていない番号であることが認められた。実施機関の限られた範囲でのみ使用されるものであり、開示されることで、当該連絡業務の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるとの実施機関の説明は是認できる。したがって、本号本文に該当する。</p> <p>ク 非開示情報14について 当審査会が見分したところ、非開示情報14は、児童や関係者への所見、指導の具体的な方針や内容が具体的に記載されていることが認められた。開示することで、本人開示請求者以外の者が情報を入手することも考えられ、同様の事案で悩む児童や保護者との関係性に影響を与え、今後の児童等の支援や指導に支障が生じるおそれがあると言える。この点において実施機関の説明は是認できる。したがって、本号本文に該当する。</p> <p>《条例第22条第5号の該当性について》 当審査会が見分したところ、非開示情報9は、弁護士印の印影が記載されていた。弁護士印の印影は、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。</p> <p>《条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>ア 非開示情報1について 当審査会が見分したところ、非開示情報1は、本人開示請求者以外の面談者・電話相手を示す情報や面談者の質疑等の発言内容及び実施機関からの回答等、実施機関へ文書を提出した者を特定する情報が記載されているが、関係児童の氏名及びその保護者や代理人弁護士との面談であることは開示されていることが認められた。開示された氏名から非開示部分に関する特定の個人を識別することができるため、本号に該当する。</p> <p>イ 非開示情報3について 当審査会が見分したところ、非開示情報3は、法定代理人からの聞き取り内容等が記載されていた。本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、本号に該当する。</p> <p>ウ 非開示情報5について 当審査会が見分したところ、非開示情報5は、関係機関の職員の職名及び氏名が記載されていた。このうち職員の職名については、公務員の職に関する情報であるため同号ただし書ウに該当し、非開示情報5のうち別表3に示す部分について開示すべきである。その余の部分は、本号ただし書ウに該当しない。</p> <p>エ 非開示情報8について 当審査会が見分したところ、非開示情報8は、弁護士の氏名や住所、電話番号、Fax番号等の弁護士を特定する情報が記載されていた。開示されることで弁護士が特定され、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、本号に該当する。</p> <p>オ 非開示情報12について 当審査会が見分したところ、非開示情報12は、本人開示請求者以外から提出された文書</p>

答申 番号	判断の要旨		
2952	及びその関連文書に記載された情報である。開示されることで本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、本号に該当する。		
	<p>《その他》 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>		
	別紙1 本件保有個人情報		
	個人情報	審査請求に係る保有個人情報	
	個人情報1-1	(資料57) 関係児童側スケジュール説明1 (特定年月日1)	
	個人情報1-2	(資料58) 関係児童側スケジュール説明2 (特定年月日2)	
	個人情報1-3	(資料64) 関係児童側スケジュール説明5 (特定年月日3)	
	個人情報1-4	(資料67) 関係児童側資料手交1 (特定年月日4)	
	個人情報1-5	(資料68) 関係児童側資料手交2 (特定年月日4)	
	個人情報2-1	(資料59) 関係児童側スケジュール説明3 (特定年月日2)	
	個人情報2-2	(資料63) 関係児童側スケジュール説明4 (特定年月日5)	
	個人情報2-3	(資料65) 当該児童側との面談メモ (特定年月日6)	
	個人情報2-4	(資料69) 関係児童側資料手交3 (特定年月日7)	
	個人情報2-5	(資料70) 関係児童側資料手交4 (特定年月日8)	
	個人情報3	(資料5) 経過表 (当該児童・学校・学校教育事務所の対応)	
	個人情報4	(資料17) 当該学級児童へのアンケート※一部	
	個人情報5	(資料19) 校長メモ	
	個人情報6	(資料20) 副校長メモ	
	個人情報7	(資料21) 専任教諭メモ	
	個人情報8	(資料22) 担任メモ	
	個人情報9	(資料29) 事務所時系列記録	
	個人情報10	(資料32) 申入書の内容についての見解	
	個人情報11-1	(資料41) 当該児童保護者(母親)への聞き取りについて(逐語録)	
	個人情報11-2	(資料42) 学校関係者への聞き取りについて(逐語録) 校長	
	個人情報11-3	(資料43) 学校関係者への聞き取りについて(逐語録) 副校長	
	個人情報11-4	(資料44) 学校関係者への聞き取りについて(逐語録) 専任	
	個人情報11-5	(資料45) 学校関係者への聞き取りについて(逐語録) 担任	
	個人情報11-6	(資料47) 学校教育事務所指導主事室長聞き取り	
	個人情報11-7	(資料48) 学校教育事務所指導主事聞き取り	
個人情報11-8	(資料49) 学校関係者への聞き取り記録(拠点校指導教員)		
個人情報12	(資料46) 事案に関する内容等について(回答)		
個人情報13	専門委員会資料 ・平成28年度第5回 専門委員会会議録 ・平成28年度第6回 専門委員会会議録 ・平成29年度第1回 専門委員会会議録 ・平成29年度第2回 専門委員会会議録 ・平成29年度第3回 専門委員会会議録		

答申 番号	判断の要旨	
2952		<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度第4回 専門委員会会議録 ・平成29年度第5回 専門委員会会議録 ・平成29年度第6回 専門委員会会議録 ・平成29年度第7回 専門委員会会議録 ・平成29年度第8回 専門委員会会議録 ・平成29年度第9回 専門委員会会議録 ・平成29年度第10回 専門委員会会議録 ・平成29年度第11回 専門委員会会議録 ・平成30年度第1回 専門委員会会議録 ・平成30年度第2回 専門委員会会議録 ・平成30年度第3回 専門委員会会議録 ・平成30年度第4回 専門委員会会議録
	個人情報14	報告書、公表版 <ul style="list-style-type: none"> ・特定年月日9現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案 ・特定年月日10現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案
	個人情報15	報告書、公表版 <ul style="list-style-type: none"> ・特定年月日11現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案
	個人情報16	報告書、公表版 <ul style="list-style-type: none"> ・特定年月日12現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（●小学校）【公表版】（案）
	個人情報17	報告書、公表版 <ul style="list-style-type: none"> ・特定年月日13現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案
	個人情報18	報告書、公表版 <ul style="list-style-type: none"> ・特定年月日14現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（f小学校）【公表版】（案）
	個人情報19	人権教育・児童生徒課起案文書 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度教人児第1957号 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態への対処について（教育委員会議案）
	個人情報20	(資料1) 重大事態の発生について（特定年月日15市長報告資料）
	個人情報21	(資料2) 重大事態発生に関する報告書（様式2）（特定年月日16）
	個人情報22-1	(資料7) いじめ再調査等の要望書（特定年月日17）
	個人情報22-2	(資料9) 確認と問題点に回答を求める文書（特定年月日18）
	個人情報23	(資料8) 教育長あて文書に対する回答（特定年月日19）
	個人情報24-1	(資料10) 嘆願書（特定年月日20）
	個人情報24-2	(資料12) 申し入れ書（特定年月日21）
	個人情報25-1	(資料11) 嘆願書に対する回答（特定年月日22）

答申 番号	判断の要旨	
2952	個人情報25-2	(資料13) 申し入れ書に対する回答 (特定年月日23)
	個人情報26	(資料24) 当該保護者との面談 議事録 (特定年月日24)
	個人情報27	(資料25) 当該児童保護者との面談 議事録 (特定年月日25)
	個人情報28	(資料26) 対応メモ (特定年月日26)
	個人情報29	(資料55) 重大事態調査報告等資料の説明について (特定年月日27)
	個人情報30	(資料56) 重大事態調査報告書案の当該保護者説明について(特定小) (特定年月日28)
	個人情報31	(資料34) 意見書、通知書及び回答書
	個人情報32	(資料50) 関係児童児童相談所資料
	個人情報33-1	(資料6) 申入書
	個人情報33-2	(資料39) 確認書
	個人情報33-3	(資料51) 意見書
	個人情報33-4	(資料71) 所見としての意見書
	個人情報34-1	(資料16) 当該児童保護者への説明文書
	個人情報34-2	(資料33) 警察から児童相談所への通告内容について
	個人情報34-3	(資料37) 転校先での児童の様子 (特定年月日29)
	個人情報34-4	(資料38) 警察署等の介入経緯 (特定年月日30)
	個人情報35	調査資料一式 ・特定年月日31メモ 学校関係者への聞き取りについて
	個人情報36	(資料18) 3学年児童全員へのアンケート※様式参考

別表2 非開示情報

非開示情報	非開示の内容	非開示理由	個人情報
非開示情報1	本人開示請求者以外の非公務員との面談・電話等に関する記録	条例第22条第3号	個人情報1-1から個人情報3まで、個人情報5から個人情報10まで、個人情報19から個人情報21まで及び個人情報28
非開示情報2	児童へのアンケートに記載された情報	条例第22条第7号	個人情報4、個人情報9及び個人情報36
非開示情報3	法定代理人の個人情報	条例第22条第3号	個人情報3、個人情報5から個人情報11-1まで、個人情報22-1から個人情報23まで、個人情報26から個人情報27まで、個人情報29

答申 番号	判断の要旨			
2952				から個人情報30まで及び個人情報34-1
	非開示情報4	実施機関職員へのヒアリングの記録	条例第22条第7号	個人情報11-2から個人情報11-8まで
	非開示情報5	関係機関職員の職名及び氏名	条例第22条第3号	個人情報12
	非開示情報6	会議における発言ごとの委員氏名並びに委員及び実施機関の発言	条例第22条第7号	個人情報13
	非開示情報7	調査報告の策定過程の報告書案	条例第22条第7号	個人情報14から個人情報18まで
	非開示情報8	弁護士を特定する情報	条例第22条第3号	個人情報31及び個人情報32
	非開示情報9	弁護士印の印影	条例第22条第5号	個人情報31及び個人情報32
	非開示情報10	関係機関の電話番号及び内線番号	条例第22条第7号	個人情報9及び個人情報12
	非開示情報11	関係機関情報	条例第22条第7号	個人情報3、個人情報7、個人情報9及び個人情報34-2から個人情報34-4まで
	非開示情報12	本人開示請求者以外から提出された文書及びその関連文書に記載された情報	条例第22条第3号	個人情報24-1から個人情報25-2まで、個人情報31及び個人情報32
	非開示情報13	実施機関の携帯電話の電話番号	条例第22条第7号	個人情報35
	非開示情報14	児童及び関係者への所見、指導の具体的な方針・内容	条例第22条第7号	個人情報6、個人情報7及び個人情報9

別表3 非開示情報のうち開示すべき部分

非開示情報	開示すべき部分	個人情報
非開示情報5	1頁目非開示部分1行目1文字目	個人情報12
非開示情報6	平成28年度第6回13頁目非開示部分12行目の全て、13行目1文字目から7文字目まで及び29文字目から行末まで並びに14行目の全て並びに平成29年度第1回18頁目非開示部分3行目1文字目から38文字目まで	個人情報13
非開示情報7	3頁目非開示部分4行目から7行目の全て、4頁目非開示部分3行目から7行目まで全て並びに14行目及び15行目の全て、8頁目非開示部分1行目及び2行目の全て、14頁目非開示部分1行目及び	個人情報14

答申番号	判断の要旨		
2952		2行目の全て、20頁目非開示部分18行目の全て、28頁目非開示部分5行目から8行目までの全て、29頁目非開示部分1行目から5行目までの全て及び15行目及び16行目の全て、33頁目非開示部分12行目及び13行目の全て、38頁目非開示部分13行目及び14行目の全て並びに43頁目非開示部分1行目の全て	
	非開示情報7	13頁目非開示部分1行目及び2行目の全て、18頁目非開示部分1行目及び2行目の全て並びに26頁目非開示部分1行目の全て	個人情報15
	非開示情報7	26頁目非開示部分1行目の全て	個人情報17
	非開示情報11	非開示部分1行目1文字目、12文字目から16文字目まで及び34文字目から行末まで、5行目1文字目、12文字目から16文字目まで及び34文字目から行末まで、8行目1文字目、14文字目から27文字目まで並びに45文字目及び46文字目並びに9行目の全て	個人情報34-2
	非開示情報11	非開示部分14行目1文字目から6文字目まで及び19文字目から行末まで、15行目の全て並びに31行目1文字目から35文字目まで	個人情報34-4

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。

2953	<p>《児童生徒支援に係る事務について》 実施機関では、平成30年度に策定した「第3期横浜市教育振興基本計画」に基づき、令和元年度に児童生徒への支援のために相談記録の情報を共有する児童生徒記録管理システム（以下「システム」という。）の運用を開始し、情報共有や引継ぎのための仕組みづくりなどの各学校の児童生徒支援体制の充実を図ることで、児童生徒に関する様々な課題を早期に発見し、早期の解決を図ることができるように支援をしている。また、各学校教育事務所は、学校現場に近い立場であるので、学校で課題や相談事項がある場合、指導主事が学校へ出向いて支援をするなど、各学校の実情を踏まえて、各学校での自主的、自律的な学校運営や、複雑化、多様化する学校の課題に適切に対応するための学校支援を推進している。</p> <p>《本件保有個人情報について》 本件保有個人情報は、教育委員会事務局人権教育・児童生徒課及び各方面学校教育事務所指導主事室の対応状況確認や情報共有を効率的に行うことを目的としたシステムにおいて一元管理する児童生徒ごとの記録のうち、教育委員会事務局南部学校教育事務所（以下「南部学校教育事務所」という。）指導主事室が作成した審査請求人に係る個別対応記録票である。</p> <p>個別対応記録票には、日時、学校名、氏名、性別、学年、件名、対応種別、記録作成者、詳細記録、関連児童生徒の氏名及び学校名が記載されており、実施機関がシステムに入力することで作成している。</p> <p>《本件処分の妥当性について》 ア 保有個人情報の訂正義務について、条例第36条では、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。 イ 「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、当該訂正請求どおり保有個人情報が事実でないことが認められた場合であり、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。利用目的に照らして訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。</p>		
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

答申 番号	判断の要旨
2953	<p>ウ この点、保有個人情報の訂正の内容や範囲が明確となっていないため、令和4年5月19日に意見陳述を実施した際に改めて審査請求人に確認したところ、自分達の発言や要望内容について記録されていないので、その要旨を具体的に記録することを求めるということであった。</p> <p>エ 当審査会において「南部学校教育事務所指導主事室個別対応記録票」（以下「本件個別対応記録票」という。）を見分したところ、その詳細記録欄の記載内容は、実施機関と保護者の面談内容が表題のような形で概要を箇条書きで記載されていた。</p> <p>オ 本件保有個人情報の利用目的について、令和4年4月14日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 個別対応記録票の利用目的は、事件や事故などの児童生徒に関わる案件について総合的に判断し対応策を決定するために、南部学校教育事務所と関係各課間で速やかに情報共有をし、事後の案件の確認や円滑な対応につなげることである。</p> <p>(イ) また、システムへの入力には1000文字の文字数の制限があり、システムの記録上は、どの案件であっても概要を簡潔に示すということで統一しており、概要の記載内容で読み取れないものについては、必要に応じて口頭で共有をしている。</p> <p>カ 実施機関の説明によれば、システムの記録は、概要を簡潔に記すものとのことであるから、本件の記述だけが突出して簡素なものだとまでは考えにくい。また、個別対応記録票の利用目的は、対応策の検討に向けた関係機関との速やかな情報共有にあり、面談の内容を個別具体的に記録することまでは求められていないということも、否定できない。</p> <p>キ 条例第36条は訂正義務について定めているが、上記イのとおり、訂正をすべきなのは「保有個人情報が事実でないことが認められた場合」である。審査請求人は、本件個別対応記録票の内容が不十分だという旨の主張をするが、あくまで要約された概要であり、簡潔なものであったとしても、それをもって直ちに事実でないということにはならず、実施機関に本件保有個人情報を訂正する義務はないというべきである。</p> <p>ク 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>ケ したがって、本件訂正請求については訂正する義務があるとはいえない。</p> <p>《付言》</p> <p>本件個別対応記録票についてであるが、詳細記録欄の記載内容は、実施機関と保護者の面談内容が表題のような形で概要を箇条書きで記載しているに留まり、保護者が実施機関に対してどのような発言をし、また、どのような要望をしたのか、その内容を具体的に客観的に確認することができない。個別対応記録票の利用目的が、事件や事故などの児童生徒に関わる案件について総合的に判断し対応策を決定するために、速やかに情報共有をし、事後の案件の確認や円滑な対応につなげるということから形式的に概要のみを記録しているとはいえ、概要として記録されている情報量が少なく、正確な情報共有を行うことができているか、ひいては、利用目的の達成ができているかという点においては疑問を感じることもある。何より、文書による共有と口頭による共有は、質的に異なるものである。この点については、審査請求人の主張に対しても一定の配慮が必要だと思われる。システムの文字数の制限では、逐語で記録をすることはできず、また利用目的からも逐語の記録を求められるものではないが、制限の範囲内でも、保護者との意思疎通を図るなどして発言や要望の要旨を記録することは可能であり、より正確な情報共有に資するためにも、今後個別対応記録票の作成にあたっては、記録内容の拡充を図るべきであることを付言する。</p>

※ 答申全文及び答申別表については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第4号省略）

(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

（第6号省略）

(7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（アからオまで省略）

（保有個人情報の訂正義務）

第36条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する決定等）

第37条 （第1項省略）

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、当該訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先

市民局市民情報課長 小林 且典 Tel 045-671-3881